[公開草案]

企業会計基準公開草案第16号、企業会計基準適用指針公開草案第20号

■ 法人名 : 監査法人トーマツ■ 部 署 : トータルサービス

■ 役 職 : 社員

■ 名 前:瀬戸 卓

■ 電話番号 :

■ メールアドレス :

■コメント:

欧州では上場会社でも四半期開示制度が導入されていない地域があります(フランスなど)。 この場合、未開示の資料を特定の株主にのみ先行して開示することに対して、投資先弁護 士などから否定的な見解を示されております。未レビューのFSを一応入手できますが、例 えば以下のような取扱いを示してもらえないでしょうか。(重要なPLインパクトのある会 社です)

?未レビューの会社提示の PL で持分法を実施すべきか

?四半期での実施を省略するか

?年度の見通しから推定した利益を利用すべきか